

# 千葉県制度融資のご案内

## 令和6年度 中小企業者向け 融資のしおり



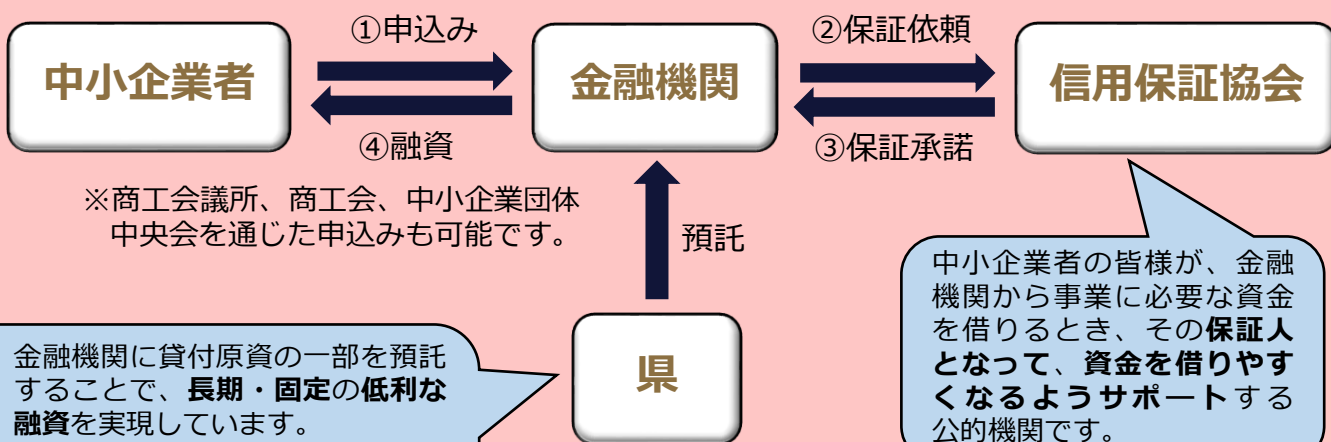
千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

### 制度融資とは

中小企業者のみなさまに、  
事業に必要な資金を円滑に調達していただくための制度です。

- 「**低金利**」「**長期**」「**固定**」が特徴です。
- ニーズに応じた様々な融資メニューをご利用いただけます。

### 制度融資のしくみ



- 金融機関に貸付原資の一部を預託することで、**長期・固定の低利な融資**を実現しています。
- 中小企業者の皆様が金融機関に支払う**利子**や、信用保証協会に支払う**保証料の一部**を県が補助し、負担の軽減を図っています。

中小企業者の皆様が、金融機関から事業に必要な資金を借りるとき、その**保証人**となって、**資金を借りやすくなるようサポート**する公的機関です。

# 目次

1	お申込みいただける方	P 3
2	ご利用の流れ	P 3
	・取扱金融機関一覧	
3	制度融資Q&A	P 4
4	県制度融資資金一覧	P 5
5	経営者保証を提供しないこととする取扱いについて	P 1 1
6	信用保証料について	P 1 2
7	経営安定関連保証について	P 1 2
8	責任共有制度について	P 1 2
9	融資期間の延長	P 1 3
10	借換え	P 1 3
11	県制度融資に対する補助等	P 1 4
12	お問合せ先	P 1 4

## 令和6年度の改正

### ▶ 令和6年4月改正

- ・保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる制度を利用し、かつ、保証料補助を希望する場合にご利用いただける資金として「経営者保証非提供補助活用資金」を創設しました
- ・「感染症・物価高等対応伴走支援資金」及び「再生資金（感染症対応枠）」の取扱期間を令和6年6月30日まで延長しました



# 1 お申込みいただける方

- ・県内で事業を行う**中小企業者（個人、会社、NPO法人等）**、**創業者及び組合等**の方
- ・信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方（農林漁業・金融業（一部を除く）等は対象外）

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準	従業員数基準
製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下の業種以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（以下の業種以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	-	300人以下
NPO法人	-	企業・個人による (以上の業種に準ずる)

※資本金基準と従業員数基準のいずれか一方を満たせば、対象となります。

## 【小規模企業者とは】

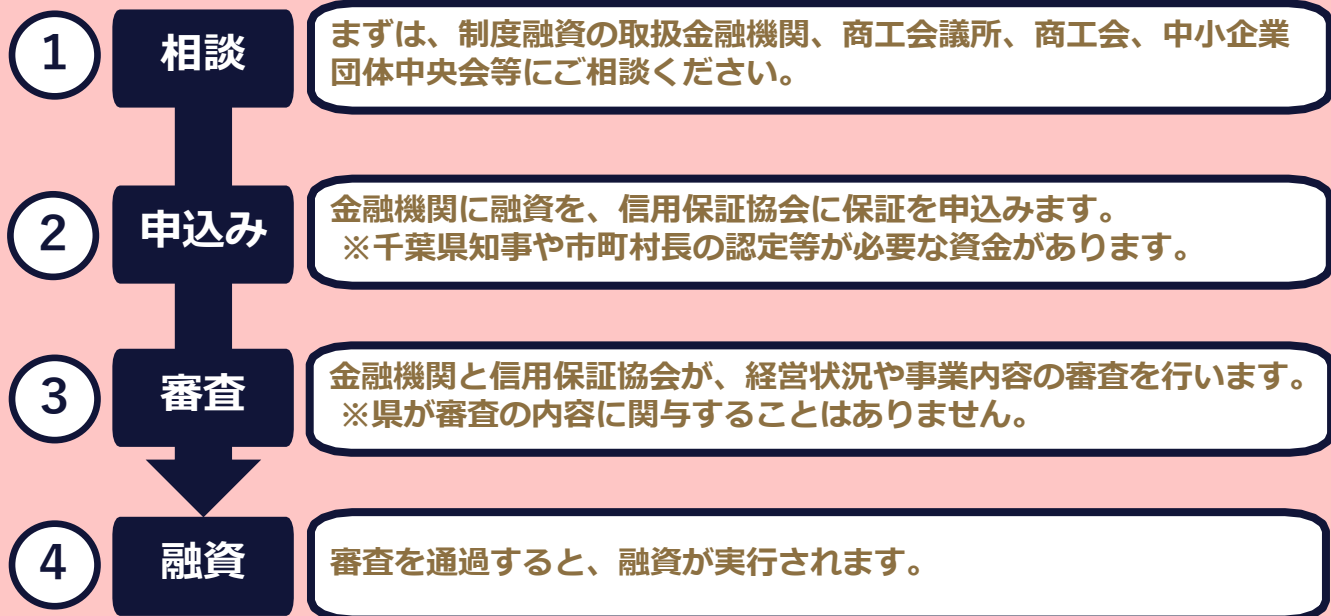
中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

主たる事業を営んでいる業種	従業員数基準
商業（卸売・小売業）・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
以上の業種以外の業種	20人以下

※NPO法人の場合、宿泊業・娯楽業は従業員5人以下となります。



# 2 ご利用の流れ



## 【取扱金融機関】

- (地方銀行) 千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター・徳島大正
- (信用金庫) 千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北・埼玉縣
- (信用組合) 房総・銚子商工・君津・第一勸業・八ナ・横浜幸銀
- (都市銀行) みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな
- (信託銀行) 三井住友
- (中小企業専門金融機関) 商工組合中央金庫
- (漁業協同組合連合会) 東日本信用漁業

# 3 制度融資 Q&A

## Q1. 制度融資とは何ですか？

- A1. 県・金融機関・信用保証協会の3者が連携して行う融資で、中小企業者や小規模事業者等の資金調達をサポートします。
- 県……………金融機関に対し預託を行うことで金利負担の軽減を図る
  - 金融機関……………融資の可否を判断し、実際に貸付を行う
  - 信用保証協会…融資を受ける際の公的な保証人となり、万が一返済不能となった場合に代位弁済を行う

## Q2. どのような人が利用できますか？

- A2. 県内で事業を行う中小企業者（個人、会社、NPO法人）、創業者、組合等の方のうち、信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方が利用できます。医業を主としない社会福祉法人や一般社団法人、農林漁業や金融業（一部を除く）等を営む方は対象外となります。

## Q3. どこから申込みができますか？

- A3. 取扱金融機関（県外支店でも可）または、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会のいずれかから申込みをすることができます。県では申込みを受け付けておらず、審査は金融機関及び信用保証協会が行います。取扱金融機関の詳細は、3ページをご確認ください。

## Q4. どのようなものに利用できますか？

- A4. 県内の事業の維持・発展のために必要な事業資金が融資対象となります。

## Q5. 保証料補助はありますか？

- A5. 創業資金（一般枠）・セーフティネット資金（一般枠）・環境保全資金（ゼロカーボン促進）を利用した場合、一部の信用保証料を県が補助しています。詳細については、14ページをご覧ください。



# 4 県制度融資資金一覧



## 一般的な事業資金を借りたい



## 経営安定・経営改善等に取り組みたい

⑤セーフティネット資金

⑥感染症・物価高等対応伴走支援資金

⑧再生資金

## 前向きな投資・事業推進等に取り組みたい

⑦挑戦資金

⑨ちばSDGsパートナー支援資金

⑩事業承継資金

⑪観光施設資金

⑫環境保全資金

⑬障害者雇用推進資金

⑭事業承継特別資金

⑮事業継続強化資金

## 経営者保証を提供しないことを選択し 上乗せ分の保証料に対する補助を受けたい

⑯経営者保証非提供補助活用資金

NEW

### ①事業資金

	一般枠		動産担保融資枠
融資対象者	業歴1年以上の方		
資金使途	設備	運転	設備
融資限度額	1億円	8,000万円	1億円
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 年1.4% (1.0~1.9%) 3年超~5年以下 年1.6% (±0.5%) 5年超~7年以下 年1.8% (±0.5%) 7年超 年2.0% (±0.5%) ※ ( ) の範囲内で金融機関が金利を決定します。		
信用保証	(必要により)普通保証		—
保証料率	年0.45~1.9%		—
保証人	必要となる場合があります		
担保	金融機関又は 信用保証協会所定		動産担保 (機械設備、車両等に限る)
備考	手数料への補助があります。 (詳細はP14 11(4)へ)		

### ②小規模事業資金

	小口零細企業保証枠		一般枠	
融資対象者	小規模企業者の方で、かつ 信用保証協会の保証債務残高 の合計が2,000万円以内の方		小規模企業者の方で、左記を 超える資金を必要とする方	
資金使途	設備	運転	設備	運転
融資限度額	2,000万円		5,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 年1.0% 3年超~5年以下 年1.2% 5年超~7年以下 年1.4% 7年超 年1.6%	3年以下 年1.3% 3年超~5年以下 年1.5% 5年超~7年以下 年1.7% 7年超 年1.9%		
信用保証	小口零細企業保証 [*]		普通保証	
保証料率	年0.5~2.2%		年0.45~1.9%	
保証人	必要となる場合があります			
担保	無担保			
備考	・一般枠の融資限度額は、既に小口零細企業保証枠を利用 している場合は、その小口零細企業保証枠による融資額 を含めます。 ・NPO法人は、小口零細企業保証枠を利用できません。 (医業が主たる事業の場合は利用可能です。)			

### ③サポート短期資金

	小口零細企業保証枠	一般枠	売掛債権活用枠
融資対象者	業歴1年以上の小規模企業者の方で、かつ信用保証協会の保証債務残高の合計が2,000万円以内の方	左記以外の業歴1年以上の方	業歴1年以上で、取引先事業者に対する売掛債権を担保とした一時資金を必要とする方
資金使途	運転		
融資限度額	1,200万円	中小企業者 1,200万円 組合 1,800万円	5,000万円 (左記とは別枠)
融資期間	1年以内 (一括償還 6か月以内)		1年以内 (一括償還)
融資利率 (固定金利)	年1.0%		年1.2%
信用保証	小口零細企業保証 [*]	普通保証	流動資産担保融資 保証 (個別保証)
保証料率	年0.45~2.15%	年0.40~1.85%	年0.63%
保証人	必要となる場合があります		不要
担保	原則無担保 (必要により物的担保が必要)		売掛債権
備考	・一般枠の融資限度額は、既に小口零細企業保証枠を利用している場合は、その小口零細企業保証枠による融資額を含めます。 ・NPO法人は、小口零細企業保証枠を利用できません。 (医業が主たる事業の場合は利用可能です。)		

### ④創業資金

	一般枠		経験・資格枠
融資対象者	スタートアップ創出促進保証制度対応	創業関連保証対応	—
融資対象者	所定の創業計画書を作成済みの創業者又は創業後5年未満の中小企業者(会社に限る(会社を設立予定の個人も含む))	創業者又は創業後5年未満の中小企業者の方	左記の方のうち、以下の要件に該当し、かつ3,500万円を超える資金を必要とする方 ①同一企業に継続して3年以上勤務、又は同一業種の企業に5年以上勤務し、独立して同一業種の事業を創業 ②法律に基づく資格を取得した者で、その資格を活かして、新たな事業を創業
資金使途	設備 / 運転		設備
融資限度額	3,500万円 (運転は2,500万円)		左記限度額にプラス 2,500万円
融資期間 (据置期間)	[設]7年以内(1年以内) [運]5年以内(1年以内)		7年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 年1.0% 3年超~5年以下 年1.0% 5年超~7年以下 年1.2%	3年以下 年1.1% 3年超~5年以下 年1.3% 5年超~7年以下 年1.5%	
信用保証	創業関連保証 [*]		普通保証
保証料率	年0.6%	年0.4%	年0.45~1.9%
保証人	不要	必要となる場合があります	
担保	無担保		金融機関又は 信用保証協会所定
備考	保証料への補助があります。 (詳細はP14 11(1)へ)		



## ⑤セーフティネット資金

	一般枠		市町村認定枠		激甚災害枠		震災復興枠		危機関連保証枠	
融資対象者	経営の安定に支障を生じており、以下の各号のいずれかに該当している方 1.最近3か月又は6か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期比3%以上減少している方 2.取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難となっている方 3.組合員の経営破綻により資金繰りに支障を生じている方（組合に限る） 4.県が指定する災害により被害を受けた方		経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）に係る市町村長の認定を受けた方（以下参照）		激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方		東日本大震災の被害を受け、市町村長の認定等を受けた方（新規借り入れには制限があります。）		危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）に係る市町村長の認定を受けた方	
資金使途	設備	運転	設備	運転	設備	運転	設備	運転	設備	運転
融資限度額	8,000万円		8,000万円		8,000万円		8,000万円		8,000万円	
融資期間（据置期間）	10年以内（1年以内）	7年以内（1年以内）	10年以内（1年以内）	7年以内（1年以内）	10年以内（2年以内）	7年以内（2年以内）	10年以内（2年以内）	7年以内（2年以内）	10年以内（2年以内）	7年以内（2年以内）
融資利率（固定金利）	3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.1% 年1.3% 年1.5% 年1.7%			3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.0% 年1.0% 年1.2% 年1.4%				
信用保証	普通保証		経営安定関連保証（5号、7号、8号を除き〔*〕）		災害関係保証〔*〕		東日本大震災復興緊急保証〔*〕		危機関連保証〔*〕	
保証料率	年0.40～1.85%		年0.75% （5号、7号、8号は年0.63%）		年0.75%		年0.65%		年0.75%	
保証人	必要となる場合があります									
担保	金融機関又は信用保証協会所定									
備考	保証料への補助があります。（詳細はP14 11(2)①へ）									

## ⑥感染症・物価高等対応伴走支援資金

	市町村認定枠				一般枠	
	4号		5号		—	
融資対象者	①新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた方で、経営安定関連保証4号・5号のいずれかの認定を受け、かつ、経営行動に係る計画を策定した方 ②新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた方で、売上又は利益率の減少要件の確認を受け、かつ、経営行動に係る計画を策定した方（売上又は利益率の減少率が5%以上）					
資金使途	設備	運転	設備	運転	設備	運転
融資限度額	1億円 市町村認定枠と一般枠を併用した場合でも、限度額は1億円です。					
融資期間（据置期間）	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は5年以内）					
融資利率（固定金利）	5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.0% 年1.2% 年1.4%	3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.1% 年1.3% 年1.5% 年1.7%	3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.1% 年1.3% 年1.5% 年1.7%
信用保証	経営安定関連保証（4号は〔*〕）				普通保証	
保証料率	年0.2%				年0.2%～1.15%	
保証人	必要となる場合があります					
担保	金融機関又は信用保証協会所定					
備考	・上記の保証料率は、信用保証協会所定の保証料率から国の保証料補助率を差し引いたものとなります。（実質負担を表記） ・経営者保証免除対応があります。（詳細はP11(3)へ） ・本資金の取扱期間は令和6年6月30日までとなります。 （6月30日までに信用保証協会に保証申込を受付された方がご利用できます）					

## ⑦挑戦資金

融資対象者	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、事業を行うための資金を必要とする方		地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受け、事業を行うための資金を必要とする方	
資金使途	設備	運転	設備	運転
融資限度額	1億円	5,000万円	1億円	5,000万円
融資期間 (据置期間)	10年以内 (3年以内)	7年以内 (2年以内)	10年 (3年以内)	7年 (2年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 年1.1% 3年超～5年以下 年1.3% 5年超～7年以下 年1.5% 7年超 年1.7%			
信用保証	(必要により) 経営革新関連保証		(必要により) 商店街活性化事業関連保証	
保証料率	年0.68%			
保証人	必要となる場合があります			
担保	金融機関又は信用保証協会所定			
備考	NPO法人は利用できません。			
	中小企業等経営強化法に基づく特定事業者が利用できます。		—	

## ⑧再生資金

融資対象者	千葉県中小企業活性化協議会等の支援を受けて事業計画を策定し、計画の実施に要する資金を必要とする方 (信用保証協会による経営サポート会議、千葉中小企業再生ファンド、千葉県産業復興相談センター等による支援を含みます。)			
資金使途	設備		運転	
融資限度額	6,000万円			
融資期間 (据置期間)	7年以内 (1年以内) ※感染症対応枠を利用の場合は据置5年以内			
融資利率 (固定金利)	3年以下 年1.1% 3年超～5年以下 年1.3% 5年超～7年以下 年1.5%			
信用保証	事業再生計画実施関連保証			
保証料率	年0.63% ※100%保証から借換えの場合、年0.75%			
保証人	必要となる場合があります			
担保	金融機関又は信用保証協会所定			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100%保証からの借換えで既往借入金の範囲内の場合、金利は▲0.3%。(ただし、年1.0%が最下限)</li> <li>・NPO法人は利用できません。</li> <li>・感染症対応枠では、経営者保証免除対応があります。(詳細はP11(3)へ)</li> <li>・感染症対応枠では、国による保証料への補助があり、取扱期間は令和6年6月30日までとなります。(6月30日までに信用保証協会に保証申込を受付された方がご利用できます)</li> </ul>			

## ⑨ちばSDGsパートナー支援資金

融資対象者	「ちばSDGsパートナー登録制度」の登録を受け、SDGs活動計画の具体的な実行のために資金を必要とする方		
資金使途	設備		運転
融資限度額	8,000万円		
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)		7年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 年1.1% 3年超～5年以下 年1.3% 5年超～7年以下 年1.5% 7年超 年1.7%		
信用保証	(必要により) 普通保証		
保証料率	年0.45%～1.9%		
保証人	必要となる場合があります		
担保	金融機関又は信用保証協会所定		
備考	事前に、県の「ちばSDGsパートナー登録制度」の登録を受ける必要があります。県総合企画部政策企画課(043-223-2440)にお問合せください。		

## ⑩事業承継資金

融資対象者	中小企業経営承継円滑化法に基づく認定(金融支援)を受けた方		
資金使途	設備		運転
融資限度額	8,000万円		
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)		7年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 年1.1% 3年超～5年以下 年1.3% 5年超～7年以下 年1.5% 7年超 年1.7%		
信用保証	経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 経営承継借換関連保証		
保証料率	年0.45～1.9%		
保証人	必要となる場合があります		
担保	金融機関又は信用保証協会所定		



### ⑪観光施設資金

融資対象者	観光事業を営む方で、本県観光客の増加及びサービスの向上等に資するものとして県が承認した観光施設の整備（新設、改修）に要する資金を必要とする方	
資金使途	設備	
融資限度額	1億円	
融資期間 (据置期間)	12年以内 (2年以内)	
融資利率 (固定金利)	3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.1% 年1.3% 年1.5% 年1.7%
信用保証	(必要により) 普通保証	
保証料率	年0.45～1.9%	
保証人	必要となる場合があります	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	事前に、融資対象事業の承認を受ける必要があります。県商工労働部観光政策課(043-223-2417)にお問合せください。	

### ⑫環境保全資金

融資対象者	環境保全に資するものとして県が認定した事業に要する資金を必要とする方	
資金使途	設備	運転
融資限度額	5,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.1% 年1.3% 年1.5% 年1.7%
信用保証	(必要により) 普通保証	
保証料率	年0.45～1.9%	
保証人	必要となる場合があります	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	事前に、融資対象事業の認定を受ける必要があります。県環境生活部環境政策課(043-223-4135)にお問合せください。また、保証料への補助があります。(詳細はP14 11(3)へ)	

### ⑬障害者雇用推進資金

融資対象者	障害者の雇用に積極的であり、県が認定した方	
資金使途	設備	運転
融資限度額	3,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.0% 年1.1% 年1.3% 年1.5%
信用保証	(必要により) 普通保証	
保証料率	年0.45～1.9%	
保証人	必要となる場合があります	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	事前に、県の「フレンドリーオフィス認定事業所」の認定や融資対象者であることの確認が必要となります。県商工労働部産業人材課(043-223-2756)にお問合せください。	

### ⑭事業承継特別資金

融資対象者	3年以内に事業承継を予定する法人又は一定期間内に事業承継を実施した法人の方	
資金使途	設備	運転
融資限度額	8,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	7年 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.1% 年1.3% 年1.5% 年1.7%
信用保証	(必要により)普通保証	
保証料率	年0.45～1.9%	
保証人	不要	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	事業の承継に対する支援に係る専門家からの確認で、保証料の割引があります。	

### ⑮事業継続強化資金

融資対象者	BCP(事業継続計画)の策定又は見直しを行い、災害等に事前に備える取組みを行う方	
資金使途	設備	運転
融資限度額	8,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.1% 年1.3% 年1.5% 年1.7%
信用保証	(必要により)普通保証	
保証料率	年0.45～1.9%	
保証人	必要となる場合があります	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	

## ⑩経営者保証非提供補助活用資金

	市町村認定枠				一般枠	
	4号		5号		—	
融資対象者	経営者保証の提供を希望せず、経営安定関連保証4号・5号のいずれかの認定を受け、一定の要件（①債務超過でない、②2期連続で経常赤字でない）等に該当する方				経営者保証の提供を希望せず、一定の要件（①債務超過でない、②2期連続で経常赤字でない）等に該当する方	
資金使途	設備	運転	設備	運転	設備	運転
融資限度額	8,000万円				8,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	5年以下 5年超～7年以下 7年超		年1.0% 年1.2% 年1.4%		3年以下 3年超～5年以下 5年超～7年以下 7年超	年1.1% 年1.3% 年1.5% 年1.7%
信用保証	経営安定関連保証（4号は[*]）				普通保証	
保証料率	R6：0.85% 又は 1.05% R7：0.90% 又は 1.10% R8：0.95% 又は 1.15%		R6：0.73% 又は 0.93% R7：0.78% 又は 0.98% R8：0.83% 又は 1.03%		R6：0.55% ～ 2.20% R7：0.60% ～ 2.25% R8：0.65% ～ 2.30%	
保証人	不要					
担保	無担保					
備考	上記の保証料率は、信用保証協会所定の保証料率に上乗せ分の保証料率を加えたものから、国の保証料補助率を差し引いたものとなります。（実質負担を表記）					

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が連帯保証人となる経営者保証については、思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を妨げる要因となっていることから、以下の場合には、これを提供しないこととすることができます。この取扱いは、(4)の資金を除く県制度融資の全資金において適用されます。

## (1) 金融機関との連携等により経営者保証を提供しないこととする取扱い (信用保証料の上乗せなし)

信用保証協会の保証を付して融資を受ける際に、以下の要件等を満たす場合、経営者保証を提供しないこととすることができます。

名称	要件等
金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上述と同内容の融資を行う）。</li> <li>「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。</li> <li>法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。</li> </ul>
担保充足型	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。</li> </ul>

## (2) 信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる取扱い

(1)の要件を満たしていない中小企業者において、以下のa,b,c,d,eの要件を満たす場合、信用保証料を上乗せすることで、経営者保証を提供しないことを選択できます。

### 【要件】

- 過去2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- 直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相応と認められる範囲を超えていないこと
- 次の両方又はいずれかを満たすこと
  - 直近の決算で債務超過でない
  - 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない
- 次の i 及び ii について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
  - 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
  - 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- 信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

**上乗せする信用保証料**    要件 c の I、II のいずれかを満たす場合は**0.45%**、両方を満たす場合は**0.25%**

### ※上乗せ分の信用保証料に対する補助制度

(2)の取扱いにより経営者保証を提供しないこととする場合、上乗せ分の保証料に対する補助があります。

補助を希望する場合は「**⑩経営者保証非提供補助活用資金**」をご利用ください。

補助制度は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間に信用保証協会が保証申込を受付した方が対象であり、補助率は、保証申込受付日により異なります。

補助率	保証申込受付日	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	<b>0.15%</b>
	保証申込受付日	令和7年4月1日	～	令和8年3月31日	<b>0.10%</b>
	保証申込受付日	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	<b>0.05%</b>

## (3) 経営者保証免除対応により経営者保証を提供しないことのできる取扱い

県制度融資資金のうち、**⑥感染症・物価高等対応伴走支援資金**、**⑧再生資金（感染症対応枠）**については、(1)、(2)の取扱いの他、以下の要件を満たす場合に保証料を上乗せすることで経営者保証を提供しないことができます。

本制度をご利用いただく場合、上乗せ分の保証料に対する補助があります。

### 【要件】

以下の(a),(b)をいずれも満たしていること

- 令和2年1月29日時点から直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること
- 法人と経営者個人の資産が明確に区分されていること

## (4) 既に経営者保証の提供が不要となっている資金

**③サポート短期資金（売掛債権活用枠）**、**④創業資金（一般枠（スタートアップ創出促進保証制度対応））**

**⑩事業承継資金（経営承継準備関連保証、経営承継借換関連保証）**、**⑭事業承継特別資金**

※上記の取扱いの詳細については、千葉県信用保証協会までお問い合わせください。

※経営者保証を提供しないことについて、金融機関及び信用保証協会の審査の結果によってはご希望に沿えない場合があります。

## 6 信用保証料について

信用保証協会に対する信用保証料は、中小企業者の財務内容に応じて、以下の9段階の保証料率（%）が適用されます。

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外 (100%保証)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有制度対象 (80%保証)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

※経営安定関連保証や創業関連保証等、固定の保証料率が適用される保証制度を利用する場合は、対象外となります。

## 7 経営安定関連保証について

経営安定関連保証とは、取引先等の再生手続等の申請や災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている場合に利用できる保証で、以下1号～8号までの利用要件があります。信用保証協会の保証限度額は、普通保証等の一般保証と別枠となり、申請の手続きは原則として本店がある市町村で行います。

1号	民事再生手続開始等の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債券等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者等の方
2号	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖など事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上が減少している中小企業者等の方
3号	突発的災害（事故等）の発生に起因して売上が減少している中小企業者等の方
4号	突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者等の方
5号	（全国的に）業上の悪化してる業種に属する中小企業者等の方
6号	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者等の方
7号	金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者等の方
8号	整理回収機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、事業の再生が可能な方

## 8 責任共有制度について

信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業を支援していくことを目的とした制度です。従来、信用保証協会が原則100%を保証していた保証付き融資について、制度が導入された平成19年10月以降、一部を除いて金融機関が20%相当を負担することとなりました。

以下の保証は、責任共有制度の対象外保証（100%保証）となります。（県制度融資で利用している保証と対象となる資金のみを掲載しております。）

保証名	資金名	備考
小口零細企業保証 ※1 ※2	サポート短期資金（小口零細企業保証枠）	—
	小規模事業資金（小口零細企業保証枠）	
創業関連保証 ※2	創業資金（一般枠）	—
経営安定関連保証 (1号～4号及び6号認定に限る)	セーフティネット資金（市町村認定）	—
災害関係保証	セーフティネット資金（激甚災害）	国が定める災害等
東日本大震災復興緊急保証	セーフティネット資金（震災復興）	国が定める災害等
危機関連保証	セーフティネット資金（危機関連保証）	国が定める災害等
事業再生計画実施関連保証 ※2	再生資金	100%保証からの借換えで既往借入金の範囲内の場合

※1 小規模企業者（従業員が20名以下（「商業」・「宿泊業・娯楽業を除くサービス業」にあつては5名以下）の中小企業者）が対象です。既存の保証債務残高との合計が2,000万円以内となる新規保証に限りです。

※2 NPO法人はご利用になれません。ただし、NPO法人が医業を主たる事業とする小規模企業者である場合は、小口零細企業保証については利用できます。

# 9 融資期間の延長

- ・融資後6ヶ月を経過し、かつ、売上減少、取引先倒産、収益悪化等の一定の条件を満たした場合、資金ごとの「融資期間」を超えて延長することができます。
- ・融資期間内での延長は、どの資金でも可能です。
- ・融資期間の延長をした時の償還方法は、不均等償還も可能です。

## ① 融資期間を超えて延長できる年数

1	サポート短期資金	6ヶ月
2	セーフティネット資金（市町村認定5号・運転資金）	3年
3	その他の資金	1年

※サポート短期資金（一括償還）について、融資期間内での延長及び融資期間を超える延長をした場合、償還方法は割賦償還となり、再度の延長により融資期間は最長1年6ヶ月まで延長できます。

※「観光施設資金」は対象外です。

## ② 融資期間内での延長及び融資期間を超える延長をした場合の融資利率

	対象資金	返済期間延長後の融資利率
1	平成18年度までに実行された融資	当初実行時の融資利率
2	①平成19年4月以降に実行された100%保証の資金 ②事業資金	当初実行から返済期間延長後までの期間を通算し、当該融資期間に対応する融資実行時点の融資利率
3	平成19年10月以降に実行されたサポート短期資金(80%保証の融資に限る)	当初実行時の融資利率に年0.5%以内の利率を加えた融資利率
4	平成19年10月以降に実行された80%保証の資金(事業資金を除く)	当初実行から返済期間延長後までの期間を通算し、当該融資期間に対応する融資実行時点の融資利率に年0.5%以内の利率を加えた融資利率

# 10 借換え

## <禁止される借換え>

- ① 県制度融資以外の融資から県制度融資へは借り換えできません。
- ② 県制度融資内の借換えであっても、以下の場合は借り換えできません。
  - ・80%保証資金から100%保証資金への借換え
  - ・保証協会の保証を付していない資金から保証付き資金への借換え
  - ・5に記載されている融資期間の延長と同時に行う借換え
  - ・据置期間中の借換え（新型コロナウイルス感染症対応特別資金、新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金及び感染症・物価高等対応伴走支援資金を除く）
  - ・サポート短期資金以外の資金からサポート短期資金への借換え

## <借換え時の制限等>

- ① 借換え先の資金は、事業資金、小規模事業資金、サポート短期資金、セーフティネット資金、感染症・物価高等対応伴走支援資金、再生資金、事業承継資金、障害者雇用推進資金、事業承継特別資金、経営者保証非提供補助活用資金のいずれかになります（要件に該当していることが必要です）。
- ② 借換え時の融資残高に上乗せして借り入れることができます。
- ③ 既に返済期間の延長をしている資金を借換える場合は、取扱金融機関等が返済期間延長後も安定した事業の継続が可能であると認めた場合に借換えをすることができます。
- ④ 異なる金融機関で借換えを行う場合は、当初融資を受けた金融機関の事前の承諾が必要です（借換えは借入れと返済が同日履行となります）。





**(1) 創業者、中小企業者の方向けの支援**

創業資金（一般枠）を利用する創業者又は中小企業者の方を対象に、保証料を補助します

（創業関連保証対応：0.8%→0.4%に引下げ、スタートアップ創出促進保証制度対応：1.0%→0.6%に引下げ）。

※補助を受けるにあたっての手続きは不要です。

**(2) 小規模企業者の方向けの支援****①保証料補助について**

セーフティネット資金（一般枠）を利用する小規模企業者・小規模のNPO法人に対して、保証料率の1.15%を超える部分に相当する保証料を全額補助します。

※補助を受ける際の手続きは不要です。

※経営者保証を不要とするため上乗せした保証料は対象外です。

**②小規模事業資金における商工会議所・商工会連携型即決保証について**

商工会議所、商工会で経営指導を受けている会員（歴6か月以上）で、以下の申込要件で小規模事業資金を利用する場合、無担保で原則として申込の翌日に保証承諾を行っています。

	申込要件	限度額
法人	債務超過でないこと、かつ有利子負債月商倍率6倍以下	月商の3倍以内で
個人	青色申告者であって、当期利益計上かつ元入金プラス	300万円を上限

※法人については、商工会議所、商工会の改善指導により申込要件の緩和措置があります。

**(3) ゼロカーボン促進事業を行う中小企業者の方向けの支援**

環境保全資金のうちゼロカーボン促進事業を行う中小企業者の方を対象に、保証料の1/2に相当する額を補助します。

※補助を受ける際の手続きは不要ですが、事前に、融資対象事業の認定（環境政策課）を受ける必要があります。

※経営者保証を不要とするため上乗せした保証料は対象外です。

**(4) 動産担保融資制度に係る手数料補助について**

事業資金（動産担保融資枠）を利用する方に対し、機械設備・車両等を担保として提供する際に必要な手数料を対象に補助します。

補助対象	中小企業者等が負担する担保評価費用、担保の買取りや債務保証に係る費用、金融機関における取扱手数料
補助限度額	補助対象となる手数料の総額（消費税を含む）から、 融資額 × 1.15% × 融資期間（年） × 0.55 を控除した額 ※ただし、融資額の4%を上限
申込窓口	取扱金融機関
その他	融資実行時に負担した手数料が補助対象となります （融資実行後に発生した手数料は補助対象外）

## 12 お問合せ先



- 融資の申込先 : 取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会
- 県制度融資の内容 : 千葉県商工労働部経営支援課 (TEL: 043-223-2707)
- 信用保証制度の内容 : 千葉県信用保証協会 本店 (TEL: 043-221-8111)  
松戸支店 (TEL: 047-365-6010)



県のホームページもご覧ください。

- 制度内容の紹介
- 各種書式のダウンロード等

千葉県制度融資

検索

